



入院費用のご案内

● 医療費

【70歳以上】*65歳以上の特定患者を含む

対象者	1ヶ月あたりの自己負担限度額	4ヶ月目以降
現役並みⅢ	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
現役並みⅡ	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
現役並みⅠ	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
一般	57,600円	44,400円
区分Ⅱ	24,600円	
区分Ⅰ	15,000円	

【70歳未満】

対象者	1ヶ月あたりの自己負担限度額	4ヶ月目以降
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
イ 標準報酬月額 53~79万円	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
ウ 標準報酬月額 28~50万円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	
オ 低所得 : 住民税非課税	35,400円	24,600円

● 食費

対象者		食費	
70歳以上	70歳未満	1食	3食×31日
現役並み・一般	ア~エ	460円	42,780円
区分Ⅱ	オ	210円	19,530円
区分Ⅰ		100円	9,300円



● 一般病棟における選定療養費制度のお知らせ

一般病棟において同じ病気で病院に通算180日を超えて入院されている患者様は、自己負担額以外に入院医療費の一部を負担していただくことが、国の法律で定められています。尚、難病や重症等の患者様は選定療養制度の対象となりません。

● 医療費食費は入院期間によって変わることがあります

低所得者とは住民税非課税世帯に該当される方で、「標準負担額減額認定証」の提示が必要です。特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、料金が異なることがあります。

● 入院時に『限度額適用認定証』を提示頂くと、入院診療費の高額療養費分の支払いが不要となり、自己負担限度額までの支払いとなります（対象にならない費用もありますので、ご注意ください）詳しくは、ご加入の「保険者」にご相談ください

